

訪問看護医療 DX 情報活用について

2024年10月28日
井原医師会訪問看護ステーション
管理者 角本有紀慧

2024年の医療保険改定に伴い、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

【算定額】 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月 (10 割負担の場合)

【対象者】 訪問看護管理療養費を算定する者 (医療保険で訪問看護を利用される方)

【算定開始日】 令和6年11月1日

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の取り組みを実施しております。

- 1.厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費に関するオンライン請求
- 2.オンライン資格確認を行うための体制管理
- 3.医療 DX 推進の体制に関する事項や質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについての訪問看護ステーション内への掲示
- 4.上記の掲示事項についてのウェブサイトへの掲示

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

訪問看護医療 DX 情報活用に関してご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上